

【事業者向】

中小企業等支援給付金

原油価格の高騰等により、事業経営に影響を受けている村内の中小企業者・個人事業者の方を対象に村独自の支援給付金を交付します。

対象者

村内に主たる事業所を有する

中小企業者・個人事業主

※前年度の総売上額が200万円を超える事業者に限る

給付金

6万円

 1事業者1回限り

申請対象期間

令和4年 12月1日から令和5年2月28日まで

申請方法

提出書類

- ①中小企業等支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ②中小企業等支援給付金交付申請に係る宣誓・同意書（様式第2号）
 - ③事業を実施していることが証明できる書類（開業届・確定申告書・事業者名の記載された領収書等）
 - ④前年度（令和3年度）の確定申告書の写し
※事業開始から1年に満たない事業者については、事業開始から令和4年10月末日までの総売上額が分かる書類
 - ⑤振込先がわかる通帳の写し
- ※申請書は、東秩父村ホームページからダウンロードできます。または東秩父村役場産業観光課窓口及び東秩父村商工会で受け取り可能です。

提出方法

- 郵送の場合（切手代は各自ご負担願います）
〒355-0375 秩父郡東秩父村大字御堂369番地
東秩父村商工会 給付金担当宛
- 持参の場合（平日9時～17時）
東秩父村商工会窓口へ提出 ※役場では受け付けをおこなっておりません。

その他

原則月末締め翌月末までに指定口座へ給付金を振り込みます。

問合せ

東秩父村役場 産業観光課 電話：0493-82-1223（直通）